

議案第 6 号

令和 5 年度清水町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
(第 4 号) の設定について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、上記予算の設定
について議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

清水町長 阿 部 一 男

令和5年度清水町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）

令和5年度清水町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,668千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ197,242千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月6日 提出

清水町長 阿部 一 男

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		141,838	△5,000	136,838
	1 後期高齢者医療保険料	141,838	△5,000	136,838
2 繰入金		61,392	△1,668	59,724
	1 一般会計繰入金	61,392	△1,668	59,724
歳 入	合 計	203,910	△6,668	197,242

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		195,384	△6,668	188,716
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	195,384	△6,668	188,716
歳 出	合 計	203,910	△6,668	197,242

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	141,838	△5,000	136,838
2 繰入金	61,392	△1,668	59,724
3 繰越金	558	0	558
4 諸収入	122	0	122
歳入合計	203,910	△6,668	197,242

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	8,090	0	8,090	0	0	0	0
2 後期高齢者医療広域連合納付金	195,384	△6,668	188,716	0	0	△1,668	△5,000
3 諸支出金	120	0	120	0	0	0	0
4 予備費	316	0	316	0	0	0	0
歳 出 合 計	203,910	△6,668	197,242	0	0	△1,668	△5,000

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1特別徴収保険料	84,992	△4,500	80,492	1特別徴収保険料	△4,500	1 特別徴収保険料 △4,500
2普通徴収保険料	56,846	△500	56,346	1現年度分普通徴収保険料	△500	1 現年度分普通徴収保険料 △500
計	141,838	△5,000	136,838			

(款) 2 繰 入 金

(項) 1 一般会計繰入金

1一般会計繰入金	61,392	△1,668	59,724	2保険基盤安定繰入金	△1,668	1 保険基盤安定繰入金 △1,668
計	61,392	△1,668	59,724			

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国 支 出	道 金	地方債				
1後期高齢者 医療広域連 合納付金	195,384	△6,668	188,716			△1,668	△5,000	18 負担金、補 助及び交付 金	△6,668	300400 後期高齢者医療広域連合 納付金 △6,668 18 負担金、補助及び交付金 △6,668 10 後期高齢者医療広域連合 納付金（保険料分） △5,000 11 後期高齢者医療広域連合 納付金（基盤安定分） △1,668
計	195,384	△6,668	188,716			△1,668	△5,000			